

# 公立大学法人熊本県立大学 審議機関・学長選考機関 構成例

## 理 事 会

理事長・・・法人を代表  
副理事長(学長)・・・理事長を補佐、校務を掌理  
理事(副学長)  
理事(事務局長)  
理事(学外:非常勤)

以下の事項を理事長が決定するときは、理事会の議を経る  
中期目標についての意見  
知事の認可等が必要な事項  
予算の作成及び執行並びに決算  
重要な組織の設置又は廃止  
職員の人事の方針及び定数等  
教育課程の編成方針  
その他重要事項

## 経 営 会 議

理事長  
副理事長(学長)  
理事(事務局長)  
理事(学外:非常勤)  
学外委員  
学外委員  
学外委員  
学外委員

半数は学外委員

以下の事項を審議  
中期目標についての意見(経営)  
知事の認可等が必要な事項(経営)  
重要な規程の制定、改廃(経営)  
予算の作成及び執行並びに決算  
重要な組織の設置又は廃止  
職員の定数・福利厚生等  
職員(教員を除く)の人事・評価  
組織、運営の自己点検・評価  
その他重要事項(経営)

## 教育研究会議

学長(副理事長)  
副学長(理事)  
事務局長(理事)  
学部長 3人  
学生部長  
附属図書館長  
外国語センター長  
地域交流センター長  
学外委員  
学外委員  
学外委員

以下の事項を審議  
中期目標についての意見(教学)  
知事の認可等が必要な事項(教学)  
重要な規程の制定、改廃(教学)  
教育課程の編成方針  
学生の修学支援  
入学、卒業、学位の授与等の方針  
教員の人事・評価  
教育研究の自己点検・評価  
その他重要事項(教学)

運営調整会議  
(学内組織)

3人(学長除く)  
学外者含む

3人(学長除く)  
学外者含む

学 長 選 考 会 議